

市民後見人養成研修がスタートします！

高齢化の進展に伴い、成年後見制度を利用する高齢者等が増加していくことが予想されており、後見人の不足等が懸念されます。

こうしたことから、高齢者等が住み慣れた地域で尊厳を持って生活を送ることができる地域包括ケアシステムの構築に向けて、市民という立場で成年後見人として活動を行う新たな権利擁護の担い手である「市民後見人」を育成するため、本市独自のプログラムにより、市民後見人養成研修を実施します。

1 市民後見人とは

認知症等で判断能力が十分でない方の権利を守るため、裁判所に「成年後見人」として選任された市民のことです。本人に代わって財産管理や必要なサービスの契約を行い、本人の生活を支援します。

相模原市で市民後見人となるには、養成研修に参加し、成年後見人として活動するための知識や技術などを身に付けていただく必要があります。

2 市民後見人の主な活動内容

判断能力が十分でない方に代わって、財産管理や契約行為を行います。

- 【例】・税金や光熱費などの日常的な金銭の支払い
・対象者への定期的な訪問、生活状況の確認
・必要な介護サービスの契約 等

3 市民後見人養成研修

研修期間（予定）

	8月	市民後見人養成研修に関する説明会（ 詳細は裏面参照）	
	10月	市民後見人養成研修開始	
	10月	基礎研修（1か月半）	} 1年半の研修
平成28年	1月	実務研修（1か月）	
	2月	実践研修（1か月）	
平成28年	4月	現場研修（1年）	
平成29年	4月～	市民後見人としてケースを受任する（予定）	

研修内容 基礎研修：成年後見制度に関連する法律、市の制度等について学ぶ
実務研修：成年後見制度の申立て方法や実例について学ぶ
実践研修：高齢者施設への体験実習や、
社会福祉協議会での法人後見業務に同行する
現場研修：社会福祉協議会での法人後見業務の同行や、
書類作成の協力を行う。
研修の途中で効果測定を予定しております。

本市養成研修の特徴

後見人は、被後見人に代わって財産の管理等を行うことから、一定の専門知識と高い倫理観が求められます。こうしたことから本市では、十分な技能を習得していただくため、独自の研修プログラムを作成しました。

厚生労働省作成「市民後見人養成のための基本カリキュラム」に「消費者保護」「個人情報と守秘義務」の科目の追加や「対人援助の基礎」の充実などを行い、本市独自のカリキュラムで実施する。

市社会福祉協議会の法人後見業務に関する訪問の同行や業務支援を行う1年間の現場研修を必須とし、即戦力となる人材を育成する。

4 市民後見人養成研修説明会

成年後見制度及び市民後見人養成研修の概要を説明します。

日 時 平成27年8月5日(水)午後1時30分～午後4時
平成27年8月8日(土)午後1時30分～午後4時
両日内容は同じのためご都合の良い日程にご参加下さい。

会 場 ウェルネスさがみはら 7階 視聴覚室(同 じ)

対象者 市内在住の25歳以上の方

その他 養成研修に参加するためには、この説明会への参加が必須となります。

申 込 相模原市社会福祉協議会あんしんセンター係(相模原市受託)
(電話)042-756-5034

研修の詳細については、市民後見人養成研修説明会にてご説明を行います。
社会貢献に意欲があり、市民後見人に興味がある方は、是非説明会にお越しください!

以 上

担当	高齢者支援課	鈴木
電話	042-769-9231	

「後見人」として あなたの力を活かしませんか？

市民後見人 養成研修説明会



相模原市では、認知症等によって判断能力が十分でない方を、同じ地域の住民という身近な立場で支援する「市民後見人」の養成研修を実施します。社会貢献に意欲がある方、市民後見人として活動したい方は、是非説明会にご参加下さい！

養成研修説明会概要

日時・会場

8月5日（水）午後1時30分～4時（開場：午後1時）

8月8日（土）午後1時30分～4時（開場：午後1時）

会場は両日とも、ウェルネスさがみはら7階視聴覚室

養成研修に参加するためには、説明会への参加が必須です。
両日とも内容は同じです。ご都合の良い日程にご参加下さい。

参加費は
無料です！

当日の内容

成年後見制度の概要、養成研修の説明（内容、スケジュールなど）

対象者

市内在住の25歳以上の方

定員

各回100名（申し込み順）

申し込み

電話、FAX、または直接裏面の窓口までお申し込み下さい。

FAXの場合は、氏名、電話番号、参加希望日をご記入しご連絡下さい。

「成年後見制度」「市民後見人」って？

成年後見制度とは、認知症や知的障害・精神障害によって判断能力が不十分なためにご自身で財産の管理や契約行為が難しい方の権利や生活を守るため、裁判所が成年後見人等を選任し、本人に代わって財産管理や契約を行う制度です。

市民後見人とは、成年後見活動を行うための必要な知識を身に付け、裁判所に成年後見人等として選任された一般市民のことです。

市民後見人の活動内容

判断能力が不十分な方に代わって、
財産管理や契約行為を行います。

【例】

- ・税金や光熱費などの日常的な金銭の支払い
- ・対象者への定期的な訪問、生活状況の確認
- ・必要な介護サービスの契約 等

研修スケジュール

平成27年8月	養成研修説明会
10月～	養成研修開始 基礎研修
平成28年1月	実務研修
2月	実践研修
4月～3月	現場研修
平成29年4月～	家庭裁判所の選任 を受ける（予定）

研修は4項目あり、期間は約1年半になります。
との研修後に効果測定を予定しています。

説明会会場までのアクセス

住所

相模原市中央区富士見6-1-1
ウェルネスさがみはら7階 視聴覚室

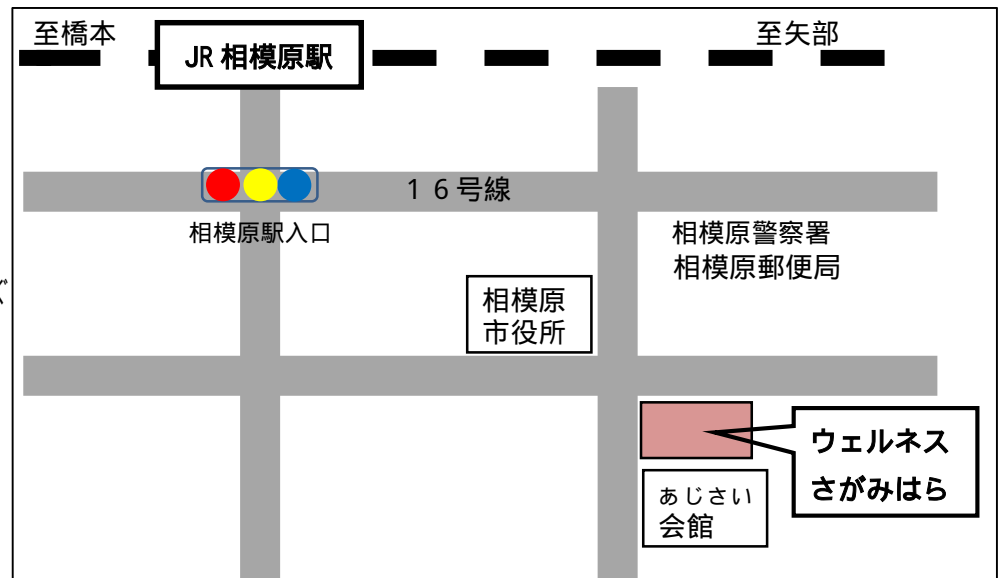
交通機関

電車：JR相模原駅下車徒歩20分

バス：神奈川中央交通「市役所前」下車すぐ

ご来場の際は、

公共交通機関をご利用ください。



申し込み・問合せ先

相模原市社会福祉協議会 地域福祉課 あんしんセンター係（相模原市受託）

〒252-0236

神奈川県相模原市中央区富士見6-1-20 あじさい会館2階

電話：042-756-5034 FAX：042-759-4382

